

《子ども・子育て支援新制度、認可施設、認定（1～3号）について》

子ども・子育て支援新制度について

平成27年から、幼児期のお子さまが受ける教育や保育、また、子育て家庭を地域で支える取り組みを、より充実させることを目的として、「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

当制度に基づき、幼稚園・保育所・認定こども園や、地域型保育事業（※）などを利用するにあたっては、保育を必要とする要件（就労等の保育要件があるかどうか）に応じて、「教育・保育給付認定（1・2・3号）」を受けていただくこととなります。

※「地域型保育事業」とは小規模保育事業所および事業所内保育事業所（地域枠）のことです。本手引きにおいて「地域型保育事業」のことを「小規模保育事業所等」と記載している箇所があります。

認可施設について

認可施設へは、市にて教育・保育給付認定（1・2・3号）を受けた上で、入園・入所いただきます。

※ 1号が定員超過の場合、抽選などにより入園者が決定します。

※ 2・3号は入所選考（利用調整）にて内定となった場合に入園・入所が可能となります。

※ 医療的ケアの提供を希望される場合等において、施設の入園環境が整うまで、ご利用をお待ちいただく場合があります。

1. 認可施設一覧

利用を希望する施設によって、申込先や認定区分が異なります。詳しくは下表をご覧ください。

施設	対象クラス（※1）	概要	申込先	契約先	認定
幼稚園	3～5歳児 （一部の公立は4～5歳児）	教育の基礎をつくる幼児期教育を目的とする（一般的な教育標準時間は1日4時間程度）	民間 →各施設 公立 →保育幼稚園事業課 （4月一斉申込時のみ各施設）	各施設（公立は市）	1号
保育所	0～5歳児	就労などで家庭での保育が困難な保護者に代わって保育を行う施設。	保育幼稚園事業課	市	2号 3号
認定こども園	0～5歳児 ※教育は3～5歳児	保育機能と幼稚園機能を合わせ持つ施設。 ●保育：就労などで家庭での保育が困難な保護者に代わって保育を行う。 ●教育：教育の基礎をつくる幼児期教育を目的とする（一般的な教育標準時間は1日4時間程度）。	保育（2・3号） →保育幼稚園事業課 教育（1号） →各施設または保育幼稚園事業課（※2）	各施設（公立は市）	保育 →2号 3号 教育 →1号
小規模保育事業所	0～2歳児	就労などで家庭での保育が困難な保護者に代わって保育を行う事業。 定員が9～19名と小規模で、2歳児クラスまでが対象。	保育幼稚園事業課	各施設	3号 （※3）
事業所内保育事業所（地域枠）	0～2歳児	事業主が従業員のお子さまを保育するために設けている施設にて、従業員のお子さまと地域のお子さまと一緒に保育する事業。2歳児クラスまでが対象。			

※1：対象クラスの範囲（年齢）は、施設により異なる場合があります（満3歳クラスがある等）。

※2：民間認定こども園1号は各施設へ直接お申込みください。公立認定こども園1号については、4月一斉申込のみ各施設へ直接、4月随時募集及び5～翌3月入園は保育幼稚園事業課までお申込みください。

※3：小規模保育事業所等は2歳児クラスまでですが、2歳児クラス在籍中の3歳誕生日前日～卒園までは2号認定になります。

教育・保育給付認定（1号・2号・3号）について

1. 認定について

認可施設・事業（幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等など）の利用を希望する場合、あらかじめ市役所（保育幼稚園事業課）へ「教育・保育給付認定」の申請手続きをする必要があります。この認定は、お子さまの年齢や、保護者の保育の必要性（就労要件など）に応じて、「1号・2号・3号」の3つの区分に分かれています。

認定区分・年齢		保育の必要性	対象認可保育施設・事業
教育認定	1号 (満3歳以上)	なし	認定こども園（教育部分）、幼稚園 ※教育標準時間は1日4時間程度
保育認定	2号 (満3歳以上)	あり (就労要件など)	認定こども園（保育部分）、保育所
	3号 (満3歳未満)	あり (就労要件など)	認定こども園（保育部分）、保育所、 小規模保育事業所等（※）

※小規模保育事業所等は2歳児クラスまでですが、2歳児クラス在籍中の3歳誕生日前日～卒園までは2号認定になります。

2. 保育認定（2号・3号）の保育必要量（標準時間・短時間）・延長保育について

保育必要量とは、保育施設を1日に利用できる時間の上限のことで、標準時間（1日あたり最大11時間まで）・短時間（1日あたり最大8時間まで）の2種類があります。また、延長保育（時間外保育）を利用する場合は、それ以上の利用も可能です。

【保育必要量と延長保育利用のイメージ図（開園時間は施設によって異なります）】



※ 開園時間や利用できる時間帯（保育標準時間・保育短時間、延長保育）や、延長保育の金額は施設ごとに異なります。

※ 公立保育所・公立認定こども園について、入園後に新生児の出産に伴う利用継続を利用する場合、利用時間は「9:00～17:00」に限られます（33ページ参照）。

※ 公立保育所・公立認定こども園の延長保育（時間外保育）については、32ページをご覧ください。

※ 民間保育施設の延長保育内容（時間・料金など）については、各施設へ直接お問い合わせいただくか、市ホームページの情報提供資料をご確認ください（裏表紙に2次元コードあり）。

3. 各認定の必要要件（保育要件）について

1号は、お子さまが満3歳～5歳であれば、どなたでも申請できます（就労などの要件は不要）。
2号・3号は、保護者のどちらかが、次のいずれかの要件（事由）に該当する必要があります。

要件（事由）		認定の有効期限	保育必要量
就労	1ヶ月に64時間以上労働することを常態としている場合。	左の状況が継続すると見込まれる期間	標準/短 (※1)
就学	就学（職業訓練学校含む）している場合 (※2)	卒業（修了）予定日が属する月の末日まで	標準/短 (※1)
妊娠 出産	出産予定日の6週間前から、出産後8週間が過ぎた翌日の「月末」まで（双子など多胎児の場合は出産予定日の14週間前から） ※妊娠出産要件にて入所（転所）された方は、育児休業等取得に伴う利用継続をご利用いただくことはできません（ 33ページ下部の留意事項1. 参照）。	重要 すでに「就労」などの別要件で申し込んでいる場合でも、入園月が左記期間に当てはまる場合、自動的に「妊娠・出産」で認定・入所選考（18点で採点）されます。 ※「産後休業直後の復帰・復学に関する申立書（ 15ページ 参照）」を提出した場合を除く	標準時間
病気 障がい	疾病もしくは負傷している場合。または、精神もしくは身体に障がいを有する場合	左の状況が継続すると見込まれる期間	短時間 (※3)
介護 看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合	左の状況が継続すると見込まれる期間	短時間 (※3)
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合	2ヶ月を経過する日の月末まで ※申込中は2ヶ月毎の再申請が必要 ※入園後、2ヶ月以内に他要件（就労等）に変更なければ退園いただく可能性があります。	短時間
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	災害の復旧が完了すると見込まれる期間	標準時間
育児休業 （在園児に限る）	すでに認可保育施設（2・3号）を利用している児童の保護者が、下の子の出産に伴い、育児休業等を取得する場合（ 33～34ページ 参照） ※上記以外に育児休業等を取得しながら認可保育施設（2・3号）に通うことは出来ません（上記以外は、 <u>職場復帰が必須</u> となります）。	育児休業を取得している理由となっているお子さま（下の子）が1歳に達する日（法律上、1歳の誕生日の前日を指します）の属する月の月末まで。 ※ただし、下の子が1歳に達する日の属する月の月末まで育児休業を取得し、認可保育施設（2・3号）の利用申込みを行ったものの待機となった場合は、下の子が2歳に達する日の属する年度の終わり（その年の3月31日）まで延長が可能です（ 33ページ 参照）。	短時間
その他	その他、保育が必要な状況であると市長が認める場合	保護者の状況による	保護者の 状況による

- ※1**：週30時間以上の就労（就学）の場合は標準時間。週30時間未満の就労（就学）の場合は短時間。ただし、通勤（通学）時間を含めると週30時間以上となる場合は、申し出をしていただければ標準時間で認定可能です。
- ※2**：「就学」で認定可能な学校は、学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専門学校・高等専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校に限られます（趣味の講座や習い事などは対象になりません）。
- ※3**：入院など、特に保育が必要と判断される事情がある際は、標準時間として認められる場合があります（入院証明書などの提出が必要です）。詳しくは、保育幼稚園事業課までご相談ください。